別紙１（解体）

|  |
| --- |
| 解体業の事業計画書及び収支見積書年　　月　　日 現在作成１　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。） |
|  | （フロー概略図を添付） |  |
| 業務時間 |  | 従業員数 | 人 | 休業日 |  |
|  |
| ２　使用済自動車等の引取実績及び計画 |
|  | 年　　　度 | 　　年度実績（３年前） | 　　年度実績（２年前） | 　　年度実績（１年前） | 許可取得後の年間計画 |
|  | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 |  |  |  |  |
|  |
| ３　解体実績 |
|  | 年　　　　度 | 　　年度実績（３年前） | 　　年度実績（２年前） | 　　年度実績（１年前） |
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台/日 | 台/日 | 台/日 |
| ４　解体能力 |
|  | １日当処理能力 | 稼動予定日数 | 年間処理能力 |
|  | 台／日 | 日 | 台 |
|  |
| （別紙１（解体））５　保管の状況 |
|  | 使　用　済　自　動　車 | 解　体　自　動　車 |
| 保管量の上限 | 台（ 　　台） | 保管量の上限 | 台（　　台） |
| 現在保管量 | 台（ 　　台） | 現在保管量 | 台（ 　　台） |
| ※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（　）に記入すること。 |
|  |
| ６　年間収支見積書 |
|  | 項　　　　　目 | 前年度（　　年）（決算月(　　月)） | 今年度の見込み（決算月(　　月)） |  |
| 年度（千円） | （１台当）（円） | 年度（千円） | （１台当）（円） |
| 売上高（全体） | ｱ（総売上収入） |  |  |  |  |
| 売上原価 | ｲ（使用済自動車等購入費） |  |  |  |  |
| その他の経費 | ｳ |  |  |  |  |
|  | うち廃棄物処理委託費 | ｴ |  |  |  |  |
| 営業利益 | ｵ=ｱ-ｲ-ｳ |  |  |  |  |
| 営業外損益 | ｶ（主に支払利息(注)） |  |  |  |  |
| 経常利益 | ｷ=ｵ+ｶ |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間引取台数（台） |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間処理台数（台） |  |  |  |  |
| （参考） |
|  |  | 前年度末 | 現　在 |  |
| 負債総額（年度末残高） | （千円） |  |  |
| （注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。 |

別紙２

誓　　　　約　　　　書

　　　年　　月　　日

豊 田 市 長　殿

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

１　精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

３　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成１４年政令第３８９号。以下「政令」という。）第６条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

４　使用済自動車再資源化法第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

５　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

７　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が１から６までのいずれかに該当するもの

８　法人でその役員又は政令第５条で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの

９　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

10　個人で政令第５条で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの

別紙３

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認年月日 | 確認先 | 法令名 | 確　認　結　果 | チェック欄※ |
|  | 建築相談課（　　　　　　） | 建築基準法 |  |  |
|  | 開発調整課（　　　　　　） | 都市計画法自然公園法 |  |  |
|  | 土木管理課又は道路維持課（　　　　　　） | 道路法 |  |  |
|  | 土木管理課又は河川課（　　　　　　） | 河川法 |  |  |
|  | 農政企画課（　　　　　　） | 農地法農振法 |  |  |
|  | 森林課（　　　　　　） | 森林法 |  |  |
|  | 消防本部（　　　　　　） | 消防法 |  |  |
|  | （　　　　　　） |  |  |  |
|  | （　　　　　　） |  |  |  |

・記載されている課名は、**市役所**での各法令の**協議先、相談窓口**です。必要に応じて記載されている課以外の関係各課とも協議を行ってください。

・「砂防法」（豊田加茂建設事務所）及び保安林（豊田加茂農林水産事務所）については、必要に応じて別途ご確認ください。

・確認先の欄には、担当部署名、（　）内は担当者の名前を記入してください。

・※には記入しないでください。